



菊池市にお住まいの方へ  
子育て世帯の  
定住支援制度

菊池市内在住で、市内に住居を新築、購入等された  
子育て世帯※の方に補助金を交付します。

※子育て世帯 未就学児（6歳未満）が同一世帯内に1名以上いる世帯

未就学児が  
1名の世帯

30  
万円

未就学児が  
2名以上の世帯

40  
万円

さらに  
旭志地域に  
新築・購入等した場合

+30  
万円

補助対象は裏面のチェックリストで確認できます >>>

癒しの里  
菊池

KIKUCHI CITY

お申込み・ご相談はこちらまで

菊池市役所 地域振興課 集落・定住支援室

☎ 0968-25-7250 ✉ [chiiki@city.kikuchi.lg.jp](mailto:chiiki@city.kikuchi.lg.jp)

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地

# 菊池市子育て世帯定住支援事業補助金に係るチェックリスト

○補助対象者 (以下のすべての要件を満たす必要があります。該当するものに✓をいれて確認してください。)

- 1. 申請者が、令和7年4月1日以降に住宅を新築・購入等した子育て世帯の保護者である。
- 2. 申請者及び同一世帯員全員（配偶者と子など）が、申請日時点で新築・購入等した住宅に住民票がある。
- 3. 申請者及び同一世帯員全員が、申請日の前日まで連続して1年以上菊池市内に住民票がある。もしくは、菊池市外への転出期間が1年未満であり、申請日時点で菊池市内に住民票がある。
- 4. 申請者が、市税の未納がない。
- 5. 申請者が、国・県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けていない。
- 6. 申請者及び世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない。
- 7. 申請者が、日本人又は外国人で永住者の配偶者等の定住者・特別永住者の在留資格を有している。
- 8. 申請者が、過去にこの補助金の交付を受けていない。
- 9. 交付から5年以内に菊池市外へ転出しない。（交付取り消しの対象となります。）

＼住宅を新築・購入等した日から1年以内に申請が必要です。／

○提出書類 (様式1号、2号はホームページからダウンロードできます。)

- 1. 交付申請書兼請求書（様式1号）
- 2. 誓約書（様式第2号）
- 3. 顔写真付きの身分証明書（免許証やマイナンバーカード等）
- 4. 世帯全員分の戸籍の附票の写し
- 5. 新築、購入等した住宅及びその敷地の権利部まで記載された全部事項証明書
- 6. 市区町村での税の未納がない証明書
- 7. 振込先の口座情報がわかる書類（通帳の写しなど）

※各種証明書の発行手数料は個人負担となりますので予めご了承ください。

また、証明書は発行日から3か月以内のものをご準備ください。

補助金等についてご不明な点がある方はお気軽にご相談ください。

菊池市子育て世帯定住支援事業補助金に関する情報はこちら >>>



その他移住に関する情報はこちら >>>



※ホームページの問い合わせフォームからもお問い合わせいただけます。



お申込み・ご相談はこちらまで

菊池市役所 地域振興課 集落・定住支援室

☎ 0968-25-7250 ✉ chiiki@city.kikuchi.lg.jp

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地